

有料公園施設使用料(令和 7 年 10 月 1 日から)

施設名	区分		使用料 (1 時間あたり・税込)	夜間照明設備料 (1時間あたり・税込)	利用時間
かつらぎ公園グラウンド	町内		440 円	550 円	午前 9 時から午後 10 時まで
	町外		880 円	550 円	
かつらぎ河川グラウンド (第1コート・第2コート)	町内		440 円		午前 9 時から午後 5 時まで
	町外		880 円		
かつらぎ公園テニスコート	町内	1面	110 円	330 円	午前 9 時から午後 10 時まで
	町外	1面	220 円	330 円	
河南公園グラウンド	町内		550 円		午前 9 時から午後 5 時まで
	町外		1,100 円		
中飯降公園グラウンド	町内		550 円	990 円	午前 9 時から午後 10 時まで
	町外		1,100 円	990 円	
笠田東少年スポーツ広場	町内		440 円		午前 9 時から午後 5 時まで
	町外		880 円		

※1 1 時間未満の使用は 1 時間となります。

※2 使用目的がスポーツ以外の場合の使用料は、表の使用料の額に 2 をかけた額となります。

また、商業宣伝や営業又はこれらに類する目的で使用する場合は、表の使用料の額に 4 をかけた額となります。

※3 和歌山県橋本市及び大阪府和泉市に住所を有する方が使用する場合は、町内の区分の使用料でご利用いただけます。

(かつらぎ公園グラウンド・かつらぎ公園テニスコート・河南公園グラウンド・中飯降公園グラウンドを使用する場合)